

# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

## 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成25年2月1日から平成26年1月31日まで)

ミネルヴァ・ホールディングス株式会社

連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.minerva-hd.com/>) に掲載することにより株主の皆様  
に提供しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |   |
|----------|---|
| 連結子会社の数  | 5社  |
| 連結子会社の名称 | イーシー・ユニオン株式会社<br>ナチュラム・イーコマース株式会社<br>成都音和娜ネットワークサービス有限公司<br>成都音和娜電子商務有限公司<br>普利米庭（上海）国際貿易有限公司 |

イーシー・ユニオン株式会社は平成25年6月1日にジェネシス・イーシー株式会社（ECソリューション事業）より商号変更しております。

普利米庭（上海）国際貿易有限公司は平成24年12月31日に解散し、現在は清算中であります。なお、同社の清算結了は平成27年1月期中を予定しております。

連結子会社であったジェネシス・イーシー株式会社（ASPサービス事業）は、保有株式の一部売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 3社                                      |
| 持分法適用の関連会社の名称    | 株式会社夢や<br>オーディン・ジャパン株式会社<br>上海拿趣然商貿有限公司 |

#### (2) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、成都音和娜ネットワークサービス有限公司、成都音和娜電子商務有限公司及び普利米庭（上海）国際貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

a 商品

主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物……………10～15年

工具器具及び備品……5～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の業績年俵(賞与)の支給に備えるために、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

将来の販売時に使用されると見込まれるポイントに対して、平均使用実績率を計算し、これを当連結会計年度末現在において、発生しているポイントに乗じて金額を計上しております。

5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 87,796千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損

工具器具及び備品を除却したことに伴い、当連結会計年度において固定資産除却損27千円を計上しております。

2. リース解約損

株式の売却によりジェネシス・イーシー株式会社（ASPサービス事業）が連結子会社でなくなったことに伴い、当連結会計年度においてリース解約損4,614千円を計上しております。

3. 店舗閉鎖損失

連結子会社のナチュラム・イーコマース株式会社において平成25年3月末に実店舗を閉鎖したことに伴い、当連結会計年度において解約違約金等の店舗閉鎖損失3,698千円を計上しております。

4. 事業整理損

連結子会社である普利米庭（上海）国際貿易有限公司の清算を決定したことに伴い、当連結会計年度において事業整理損3,269千円を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加数        | 減少数 | 当連結会計年度末   |
|-------|-----------|------------|-----|------------|
| 普通株式  | 14,206株   | 1,406,394株 | 一株  | 1,420,600株 |

(注) 株式の増加1,406,394株は、平成25年8月1日付で行われた株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加数 | 減少数 | 当連結会計年度末 |
|-------|-----------|-----|-----|----------|
| 普通株式  | 一株        | 26株 | 一株  | 26株      |

(注) 株式の増加26株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金利スワップ等のデリバティブ取引は実施しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 320,912            | 320,912 | —       |
| (2) 売掛金    | 275,892            |         |         |
| 貸倒引当金(*1)  | △67                |         |         |
|            | 275,825            | 275,825 | —       |
| 資産計        | 596,737            | 596,737 | —       |
| (1) 買掛金    | 280,296            | 280,296 | —       |
| (2) 短期借入金  | 146,000            | 146,000 | —       |
| (3) 長期借入金  | 136,267            | 136,383 | 116     |
| (4) リース債務  | 9,987              | 10,024  | 36      |
| 負債計        | 572,551            | 572,703 | 152     |

(\*1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除した額で表示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金の連結貸借対照表計上額には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### (4) リース債務

リース債務の連結貸借対照表計上額には、流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示しております。

これらの時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分        | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-----------|----------------|
| 非上場株式(*1) | 53,553         |

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

なお、非上場株式には、関連会社株式が含まれております。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 320,912      | —               | —                | —            |
| 売掛金    | 275,892      | —               | —                | —            |
| 合計     | 596,804      | —               | —                | —            |

## 4. 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 長期借入金 | 65,764       | 66,535          | 3,968            | —            |
| リース債務 | 3,038        | 6,949           | —                | —            |
| 合計    | 68,802       | 73,484          | 3,968            | —            |

## (賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 415円44銭
- 1株当たり当期純損失 22円79銭

当社は、平成25年8月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.) による当社普通株式に対する公開買付けについて

当社は、平成26年3月13日開催の取締役会において、以下のとおり、ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.) (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式 (以下「当社普通株式」といいます。) (但し、創業家株主 (※1) が所有する当社普通株式 (以下「創業家所有株式」といいます。) 及び当社の所有する自己株式を除きます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、平成26年3月14日に金融商品取引法第27条の10に基づく意見表明報告書を提出いたしました。

また、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を非上場化することを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

なお、当社の代表取締役である中島成浩氏は、本公開買付けに先立ち、平成26年2月24日付で公開買付者の取締役に就任しております。本公開買付けはオキシレングループと当社の代表取締役である中島成浩氏及びその他の創業家株主の主導の下で行われることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) (※2) に類する取引であると考えております (公開買付者と中島成浩氏との間に資本関係は一切存在せず、また、中島成浩氏と公開買付者の利益が常に共通するものでもないため、純粋なマネジメント・バイアウトではないものと考えております。もっとも、本取引は当社の代表取締役である中島成浩氏と当社との間に通常のマネジメント・バイアウトと同様に構造的に利益相反の状況が存在するとも考えられることは否定できないため、これに準ずるものとして取り扱います。)

(※1) 創業家株主とは、当社の代表取締役である中島成浩氏並びにその親族である中島一成氏、藤高俊則氏、中島千波氏、中島ミユキ氏、波戸明美氏、藤高尚美氏、藤高伸浩氏及び藤高秀子氏の9氏を総称したものです。

(※2) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け (公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。) のことをいう。

## 1. 公開買付者の概要

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| (1) 名称          | ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S. P. R. L.)   |   |
| (2) 所在地         | ブルヴァード アンディストリエル 58 7700 ムコン ベルギー<br>(BOULEVARD INDUSTRIEL 58 7700 MUSCRON, BELGIUM) |   |
| (3) 代表者の役職・氏名   | 取締役 フランク・ヴィゴ (Franck Vigo)<br>取締役 ピエール・ヴェルネ (Pierre Vernet)<br>取締役 中島 成浩             |   |
| (4) 事業内容        | 当社の株式の保有、業務提携を目的とした当社に対する政策投資  |   |
| (5) 資本金         | 2,500,000ユーロ   |   |
| (6) 設立年月日       | 平成20年5月29日   |   |
| (7) 大株主及び持株比率   | Decathlon S. A.  | 99.99%  |
|                 | Valothlon Sarl.  | 0.01%   |
| (8) 当社と公開買付者の関係 | 資本関係   | 公開買付者は、当社の発行済株式総数(1,420,600株)の29.98%に相当する426,000株を保有しております。<br>(平成26年1月31日現在)   |
|                 | 人的関係   | 当社の代表取締役である中島成浩氏は、平成26年2月24日付で公開買付者の取締役に就任しております。   |
|                 | 取引関係   | 当社グループは、公開買付者の支配株主であるDecathlon S. A. 及びその他のオキシレングループに属する企業からの商品仕入れを行い、またこれら企業のうちの一社からコンサルティングを受けて同社に対しサポートフィーの支払を行っております。 |
|                 | 関連当事者への該当状況  | 公開買付者は、当社の議決権の29.99%を保有する会社であり、関連当事者に該当します。   |

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、平成26年1月31日現在の発行済株式総数1,420,600株から議決権を有しない株式数200株を控除した総株主の議決権の数14,204個に基づき算出しております。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年3月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。

## 3. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買取に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び創業家所有株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社の株主を公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとする手続(以下「本全部取得手続」といいます。)を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式



を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定とのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者及び創業家株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成することについて合意しているとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部が保有する当社の株式以外の当社の株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部を除きます。）の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、その当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、当該株主（但し、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部を除きます。）の皆様が交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとなるよう、これら以外の当社の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

なお、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる当社の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定とのことです。

公開買付者は、原則として平成26年7月下旬を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定するとのことであり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本臨時株主総会においては、当社の取締役会の構成を変更し、取締役の構成員を3名とすることについても併せて議案として上程する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に対し、買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の当社普通株式の所有状況、公開買付者及び創業家株主以外の当社の株主の皆様が当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があるとのことです。但し、他の方法に変更する場合であっても、当社の株主が公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとなるよう、本公開買付けに応募されな

かった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、原則として、平成26年9月頃を目途に、本取引を完了することを予定しているとのことです。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所 JASDAQ 市場の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の株主を公開買付者及び創業家株主のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所 JASDAQ 市場において取引することはできません。

#### 5. 公開買付者による当社株式の公開買付けの概要

##### (1) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

##### (2) 買付け等の期間

平成26年3月14日（金曜日）から平成26年5月16日（金曜日）まで（42営業日）

##### (3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき 金935円

##### (4) 買付け等の価格の算定根拠

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、独立した第三者算定機関である三田証券株式会社により株式価値算定に関する報告書を取得しています。

##### (5) 買付予定の株券等の数

|          |          |
|----------|----------|
| 買付予定数    | 626,974株 |
| 買付予定数の下限 | 355,150株 |
| 買付予定数の上限 | — 株      |

##### (6) 公開買付け開始公告日

平成26年3月14日（金曜日）

## (企業結合に関する注記)

### 事業分離

#### 1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社シーポイント

(2) 分離した事業の内容

ASPサービス事業

(3) 事業分離を行った主な理由

今後も継続してASPサービス事業を行うには、顧客ニーズに素早く対応するため、リアルな顧客動向に注視しつつ、高度な開発力が必要となります。このような中、当社では、高い技術力を保有する株式会社シーポイントと緊密な関係を構築することが、両社の持つ強みを最大限に活かしたより一層付加価値の高いサービスの実現につながると判断し、株式の一部譲渡を行うことといたしました。

(4) 事業分離日

平成25年6月17日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

事業譲渡後の持分比率：10%

#### 2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 1,751千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 13,314千円 |
| 資産合計 | 13,314千円 |
| 流動負債 | 5,259千円  |
| 負債合計 | 5,259千円  |

(3) 会計処理

移転したASPサービス事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

#### 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

ECソリューション事業

#### 4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

|      | 累計期間     |
|------|----------|
| 売上高  | 22,406千円 |
| 営業利益 | △1,446   |

## (その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物……………10～15年

工具器具及び備品……5～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の業績年俸（賞与）の支給に備えるために、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 投資損失引当金……………子会社株式の実質価額低下による損失に備えるため、子会社の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                   | 48,116千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 (区分表記したものを除く) |          |
| 短期金銭債権                              | 17,163千円 |
| 短期金銭債務                              | 14,913千円 |

(損益計算書に関する注記)

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業収入       | 192,095千円 |
| 営業費用       | 3,523千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 5,592千円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首 | 増加数 | 減少数 | 当事業年度末 |
|-------|-------------|-----|-----|--------|
| 普通株式  | 一株          | 26株 | 一株  | 26株    |

(注) 株式の増加26株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 228千円     |
| 一括償却資産    | 843千円     |
| 差入保証金     | 1,000千円   |
| 投資有価証券評価損 | 4,799千円   |
| 関係会社株式評価損 | 23,846千円  |
| 投資損失引当金   | 36,012千円  |
| 繰越欠損金     | 11,521千円  |
| 繰延税金資産小計  | 78,252千円  |
| 評価性引当額    | △78,252千円 |
| 繰延税金資産の純額 | —         |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種類  | 会社等の名称           | 資本金又は出資金(千円) | 事業内容        | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |        | 取引の内容              | 取引金額(千円)   | 科目                 | 期末残高(千円)          |
|-----|------------------|--------------|-------------|----------------|--------|--------|--------------------|------------|--------------------|-------------------|
|     |                  |              |             |                | 役員の兼務等 | 業務上の関係 |                    |            |                    |                   |
| 子会社 | イーシー・ユニオン株式会社    | 10,000       | ECソリューション事業 | 所有直接100%       | 兼任2名   | 資金貸付   | 資金の貸付(注)1<br>利息の受取 | —<br>140   | —<br>—             | —<br>—            |
|     |                  |              |             |                |        | 経営管理   | 経営管理収入(注)2         | 1,080      | 立替金<br>未払金         | 310<br>14,913     |
|     |                  |              |             |                |        | 債務の保証  | 借入に対する被保証(注)3      | 146,000    | —                  | —                 |
| 子会社 | ナチュラム・イーコマース株式会社 | 20,000       | Eコマース事業     | 所有直接100%       | 兼任2名   | 資金貸付   | 資金の貸付(注)1<br>利息の受取 | —<br>5,451 | 関係会社短期貸付金<br>長期貸付金 | 60,000<br>420,000 |
|     |                  |              |             |                |        | 経営管理   | 経営管理収入(注)2         | 190,058    | 未収入金<br>立替金        | 15,043<br>600     |
|     |                  |              |             |                |        | 債務の保証  | 借入に対する被保証(注)3      | 146,000    | —                  | —                 |
| 子会社 | 成都首和娜網絡服務有限公司    | 18,522       | ECソリューション事業 | 所有直接53.2%      | 兼任1名   | 経営管理   | 配当の受取              | 31,908     | —                  | —                 |

取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高は消費税等を含んでおります。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。  
2 経営管理収入については、業務内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。  
3 銀行借入金に対して、債務保証を受けております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 403円44銭  
2. 1株当たり当期純利益 17円00銭

当社は、平成25年8月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.) による当社普通株式に対する公開買付けについて

当社は、平成26年3月13日開催の取締役会において、以下のとおり、ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S.P.R.L.) (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式 (以下「当社普通株式」といいます。) (但し、創業家株主 (※1) が所有する当社普通株式 (以下「創業家所有株式」といいます。) 及び当社の所有する自己株式を除きます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、平成26年3月14日に金融商品取引法第27条の10に基づく意見表明報告書を提出いたしました。

また、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を非上場化することを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

なお、当社の代表取締役である中島成浩氏は、本公開買付けに先立ち、平成26年2月24日付で公開買付者の取締役役に就任しております。本公開買付けはオキシレングループと当社の代表取締役である中島成浩氏及びその他の創業家株主の主導の下で行われることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（※2）に類する取引であると考えております（公開買付者と中島成浩氏との間に資本関係は一切存在せず、また、中島成浩氏と公開買付者の利益が常に共通するものでもないため、純粋なマネジメント・バイアウトではないものと考えております。もっとも、本取引は当社の代表取締役である中島成浩氏と当社との間に通常のマネジメント・バイアウトと同様に構造的に利益相反の状況が存在するとも考えられることは否定できないため、これに準ずるものとして取り扱います。）。

（※1）創業家株主とは、当社の代表取締役である中島成浩氏並びにその親族である中島一成氏、藤高俊則氏、中島千波氏、中島ミユキ氏、波戸明美氏、藤高尚美氏、藤高伸浩氏及び藤高秀子氏の9氏を総称したものです。

（※2）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいう。

1. 公開買付者の概要

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| (1) 名称          | ソパージャ エス ピー アール エル (SOPARJA S. P. R. L.)   |   |
| (2) 所在地         | ブルヴァード アンディストリエル 58 7700 ムコン ベルギー<br>(BOULEVARD INDUSTRIEL 58 7700 MUSCRON, BELGIUM) |   |
| (3) 代表者の役職・氏名   | 取締役 フランク・ヴィゴ (Franck Vigo)<br>取締役 ピエール・ヴェルネ (Pierre Vernet)<br>取締役 中島 成浩             |   |
| (4) 事業内容        | 当社の株式の保有、業務提携を目的とした当社に対する政策投資  |   |
| (5) 資本金         | 2,500,000ユーロ   |   |
| (6) 設立年月日       | 平成20年5月29日   |   |
| (7) 大株主及び持分比率   | Decathlon S. A.  | 99.99%  |
|                 | Valothlon Sarl.  | 0.01%   |
| (8) 当社と公開買付者の関係 | 資本関係   | 公開買付者は、当社の発行済株式総数(1,420,600株)の29.98%に相当する426,000株を保有しております。<br>(平成26年1月31日現在)   |
|                 | 人的関係   | 当社の代表取締役である中島成浩氏は、平成26年2月24日付で公開買付者の取締役に就任しております。   |
|                 | 取引関係   | 当社グループは、公開買付者の支配株主であるDecathlon S. A. 及びその他のオキシレングループに属する企業からの商品仕入れを行い、またこれら企業のうちの一社からコンサルティングを受けて同社に対しサポートフィーの支払を行っております。 |
|                 | 関連当事者への該当状況  | 公開買付者は、当社の議決権の29.99%を保有する会社であり、関連当事者に該当します。   |

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、平成26年1月31日現在の発行済株式総数1,420,600株から議決権を有しない株式数200株を控除した総株主の議決権の数14,204個に基づき算出しております。

2. 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年3月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買取に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て (但し、当社が所有する自己株式及び創業家所有株式を除きます。) を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、当社の株主を公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとする手続 (以下「本全部取得手続」といいます。) を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社が会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。) の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。) を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て (但し、当社が所有する自己株式を除きます。) の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式



を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定とのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者及び創業家株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成することについて合意しているとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部が保有する当社の株式以外の当社の株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部を除きます。）の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、その当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、当該株主（但し、公開買付者及び創業家株主の全部又は一部を除きます。）の皆様が交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとなるよう、これら以外の当社の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

なお、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる当社の別個の種類株式の上場申請は行われぬ予定とのことです。

公開買付者は、原則として平成26年7月下旬を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定するとのことであり、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本臨時株主総会においては、当社の取締役会の構成を変更し、取締役の構成員を3名とすることについても併せて議案として上程する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に対し、買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の当社普通株式の所有状況、公開買付者及び創業家株主以外の当社の株主の皆様が当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があるとのことです。但し、他の方法に変更する場合であっても、当社の株主が公開買付者及び創業家株主の全部又は一部のみとなるよう、本公開買付けに応募されな

かった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、原則として、平成26年9月頃を目途に、本取引を完了することを予定しているとのことです。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所 J A S D A Q 市場の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の株主を公開買付者及び創業家株主のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

#### 5. 公開買付者による当社株式の公開買付けの概要

##### (1) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

##### (2) 買付け等の期間

平成26年3月14日（金曜日）から平成26年5月16日（金曜日）まで（42営業日）

##### (3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき 金935円

##### (4) 買付け等の価格の算定根拠

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、独立した第三者算定機関である三田証券株式会社により株式価値算定に関する報告書を取得しています。

##### (5) 買付予定の株券等の数

|          |          |
|----------|----------|
| 買付予定数    | 626,974株 |
| 買付予定数の下限 | 355,150株 |
| 買付予定数の上限 | — 株      |

##### (6) 公開買付け開始公告日

平成26年3月14日（金曜日）

#### (その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。